

市報第12号

令和4年度横浜市公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和4年度横浜市下水道事業会計予算、令和4年度横浜市埋立事業会計予算、令和4年度横浜市水道事業会計予算、令和4年度横浜市工業用水道事業会計予算、令和4年度横浜市自動車事業会計予算及び令和4年度横浜市高速鉄道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を次のように報告する。

令和5年6月27日

横浜市長 山中竹春

令和4年度横浜市下水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 下水道事業 資本的支出			円 79,965,562,397	円 49,938,311,061	円 24,847,199,969
	1 建設改良費		79,965,562,397	49,938,311,061	24,847,199,969
		下水道整備事業	78,670,671,397	49,069,825,156	24,753,391,969
		下水道改良事業	1,294,891,000	868,485,905	93,808,000

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	国庫補助金	繰 越 工 事 資 金	建 設 改 良 積 立 金			
円 600,000,000	円 6,295,997,000	円 13,482,000,000	円 4,469,202,969	円 5,180,051,367	円 -	
600,000,000	6,295,997,000	13,482,000,000	4,469,202,969	5,180,051,367	-	
600,000,000	6,295,997,000	13,482,000,000	4,375,394,969	4,847,454,272	-	主として、資材納入が遅延したため
-	-	-	93,808,000	332,597,095	-	主として、資材納入が遅延したため

令和4年度横浜市埋立

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 資本的支出			円 1,973,191,100	円 398,144,497	円 763,046,944
	1 埋立事業費		1,973,191,100	398,144,497	763,046,944
		南本牧埋立事業	339,847,000	82,408,571	255,762,000
		建設発生土 受入事業	1,633,344,100	315,735,926	507,284,944

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説 明
損 益 勘 定 留 保 資 金			
円 763,046,944	円 811,999,659	円 -	
763,046,944	811,999,659	-	
255,762,000	1,676,429	-	関係機関との調整に日時を要したため
507,284,944	810,323,230	-	関係機関との調整に日時を要したため

令和4年度横浜市水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
水道事業 1 資本的支出			円 38,685,465,000	円 25,951,068,781	円 12,526,286,000
	1 建設改良費		38,685,465,000	25,951,068,781	12,526,286,000
		配水管整備事業	25,982,109,000	20,800,606,156	4,986,568,000
		基幹施設整備事業	12,050,484,000	4,971,635,854	7,069,993,000
		その他の 建設改良工事	652,872,000	178,826,771	469,725,000

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	国 庫 補 助 金	分 担 金 及 び 負 担 金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
円 4,919,000,000	円 171,403,000	円 55,664,000	円 7,380,219,000	円 208,110,219	円 -	
4,919,000,000	171,403,000	55,664,000	7,380,219,000	208,110,219	-	
2,987,000,000	-	-	1,999,568,000	194,934,844	-	主として、工法の調整に日時を要したため
1,932,000,000	171,403,000	55,664,000	4,910,926,000	8,855,146	-	主として、漏水事故の発生により工事が遅延したため
-	-	-	469,725,000	4,320,229	-	主として、資材納入が遅延したため

令和4年度横浜市工業用水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
工 業 用 1 水 道 事 業 資 本 的 支 出			円 2,372,757,000	円 896,740,595	円 1,443,999,000
	1 建設改良費		2,372,757,000	896,740,595	1,443,999,000
		工業用水道 施設整備事業	2,067,254,000	757,861,102	1,295,617,000
		そ の 他 建設改良工事	305,503,000	138,879,493	148,382,000

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	国 庫 補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
円 153,000,000	円 102,000,000	円 1,188,999,000	円 32,017,405	円 -	
153,000,000	102,000,000	1,188,999,000	32,017,405	-	
153,000,000	102,000,000	1,040,617,000	13,775,898	-	主として、関係機関との調整に日時を要したため
-	-	148,382,000	18,241,507	-	主として、資材納入が遅延したため

令和4年度横浜市自動車

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 自動車事業 資本的支出			円 784,653,000	円 402,053,145	円 333,014,000
	1 建設改良費		784,653,000	402,053,145	333,014,000
		自動車改良事業	784,653,000	402,053,145	333,014,000

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説 明
企 業 債			
円 333,014,000	円 49,585,855	円 -	
333,014,000	49,585,855	-	
333,014,000	49,585,855	-	資材納入が遅延したため

令和4年度横浜市高速鉄道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左
						企業債
1 高速鉄道事業 資本的支出			円 24,902,717,694	円 20,354,027,583	円 2,839,888,671	円 1,598,824,608
	1 建設改良費		24,902,717,694	20,354,027,583	2,839,888,671	1,598,824,608
		高速鉄道改良事業	24,902,717,694	20,354,027,583	2,839,888,671	1,598,824,608

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
一 般 会 計 出 資 金	国 庫 補 助 金	一 般 会 計 補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
円 501,149,038	円 194,047,464	円 215,608,291	円 330,259,270	円 1,708,801,440	円 -	
501,149,038	194,047,464	215,608,291	330,259,270	1,708,801,440	-	
501,149,038	194,047,464	215,608,291	330,259,270	1,708,801,440	-	主として、関係者との調整に日時を要したため

参 考

地方公営企業法（抜粋）

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。